

【別添1】

「ねんきん定期便」の年金見込額の表示誤りについて

～ 1月に50歳未満の方に送付した「ねんきん定期便」の年金見込額に一部誤りがありました～

【参考例：ハガキ版 ※封書でお送りしている方は、若干レイアウトが異なります。】

2. これまでの加入実績に応じた年金額と

【参考】これまでの保険料納付額(累計額)

加入実績に応じた年金額(年額)		保険料納付額(累計額)
(1) 国民年金	老齢基礎年金	国民年金保険料(第1号被保険者)
	000,000 円	000,000 円
(2) 厚生年金保険	老齢厚生年金	厚生年金保険料(被保険者負担額)
	000,000 円	000,000 円
	000,000 円	000,000 円
	000,000 円	000,000 円
(1)と(2)の合計		000,000 円

この額が
誤ってい
ます。

公務員厚生年金期間の老齢厚生年金の額に、経過的職域加算額(※)が含まれていませんでした。

関係の皆様には御迷惑をおかけしましたことを謹んでお詫びいたします。

正しい経過的職域加算額を含む公務員厚生年金期間にかかる年金見込額は、表示された額からおおむね1.1～1.2倍の額となります。

※経過的職域加算額

被用者年金制度一元化前の共済年金制度において、公務員の職務の特殊性に鑑みて加算されていた職域加算分に相当し、その額は、平成27年9月までの組合員期間を基に計算され、同期間における老齢厚生年金の額の20%の額(組合員期間が20年未満の方は10%の額)とされています。

問い合わせ先 栃木県市町村職員共済組合 年金課
TEL 028-615-7817

【別添2】

「ねんきん定期便」の保険料納付額の表示誤りについて

～平成27年12月及び平成28年1月に送付した「ねんきん定期便」の保険料納付額に一部誤りがありました～

【参考例：封書版 ※ハガキ版でお送りしている方は、最近の月別状況のみお知らせしています。】

年度	種別	標準報酬月額と保険料納付額の月別状況											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		※blank(空白)となっていた標準報酬月額に加入している月の場合も、同様にblankで表示されています。 この額が誤っています。											
平成15年 (公共)	標準報酬月額	408,000	408,000	408,000	412,000	412,000	412,000	412,000	412,000	407,000	407,000	407,000	407,000
	標準賞与額			1,010,000						891,000			
	保険料納付額	42,228	42,228	108,270	42,673	42,673	42,673	42,673	42,673	99,987	42,207	42,207	42,207
平成16年 (公共)	標準報酬月額	407,000	407,000	407,000	411,000	411,000	411,000	411,000	411,000	411,000	411,000	411,000	411,000
	標準賞与額			851,000						1,051,000			
	保険料納付額	42,207	42,207	103,851	42,621	42,621	42,621	42,621	34,447	104,792	34,447	34,447	34,447

①

②

①平成15年4月から平成16年9月までの間の保険料納付額が表示されている方について

平成15年4月から平成16年9月までの間の保険料率について、『81/1,000』で保険料納付額を算出すべきところ、平成15年3月までの保険料率である『103.5/1,000』で保険料納付額を算出したため、本来の額より大きい金額を表示していました。また、平成15年3月以前の地方公共団体の長の期間に関する保険料率についても、誤り(右表参照)がありました。上記により保険料納付額の累計額も誤っております。

○地方公共団体の長の期間に関する保険料率誤りの内容

保険料率が誤っていた期間	正しい保険料	誤った保険料
平成元年12月～平成6年11月	91.5/1,000	70.4/1,000
平成6年12月～平成8年11月	103/1,000	79.2/1,000
平成8年12月～平成15年3月	108/1,000	82.8/1,000

②平成15年4月以降の標準賞与額が表示されている方について

平成15年4月以降の標準賞与額に係る保険料納付額を算出する場合、計算の基礎となる標準賞与額は千円未満の額を切り捨てて、保険料納付額を算出するべきところ、千円未満の額を切り捨てないままの標準賞与額を用いて保険料納付額を算出したため、本来の額より大きい金額を表示しており、そのため保険料納付額の累計額も誤っております。

関係の皆様には御迷惑をおかけしましたことを謹んでお詫びいたします。

【別添3】

「ねんきん定期便」の標準報酬月額を表示誤りについて

平成27年12月及び平成28年1月に送付した「ねんきん定期便」の標準報酬月額の標準報酬月額の最高限度額及び最低限度額の表示に一部誤りがありました。

○参考例：H12.8.1～H12.12.31の報酬月額が500,000円、H13.1.1～H13.3.31の報酬月額が510,000円の場合
封書版 ※ハガキ版でお送りしている方は、最近の月別状況のみお知らせしています。

年度	種別	標準報酬月額と保険料納付額の月別状況											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		※ブランク(空白)となっている月は、厚生年金保険に加入していない月です。なお、国民年金に加入している月の場合も、同様にブランクで示されますので、〇-3 の表示で表示させていただきます。ご確認ください。											
平成12年 (公共)	標準報酬月額	460,000	460,000	460,000	460,000	472,000	472,000	472,000	472,000	472,000	496,000	496,000	496,000
	標準賞与額			920,000						944,000			
	保険料納付額	47,610	47,610	52,210	47,610	48,852	48,852	48,852	48,852	53,572	51,336	51,336	51,336
平成12年 (公共)	標準報酬月額	460,000	460,000	460,000	460,000	472,000	472,000	496,000	496,000	496,000	496,000	496,000	496,000
	標準賞与額			920,000						992,000			
	保険料納付額	47,610	47,610	52,210	47,610	48,852	48,852	51,336	51,336	56,296	51,336	51,336	51,336

標準報酬月額の最高限度額及び最低限度額は、右表のとおり、期間ごとに定まっています。

標準報酬月額は、ある月の報酬月額が、該当する期間における標準報酬月額の最高限度額を超えていたとしても、その月の最高限度額が標準報酬月額となり、その額を表示すべきところですが、今回、次の①及び②に該当する者の標準報酬月額の表示に誤りがありました。

- ①同じ標準報酬月額の期間が右表の期間区分をまたぐ方
 - ②上記①の標準報酬月額が、またがっている各期間区分の最高限度額を上回っている、または最低限度額を下回っている方
- ⇒上記①及び②のいずれにも該当する方の標準報酬月額は、右表期間ごとに最高限度額又は最低限度額が切り替わっていても、切り替わる前の最高限度額または最低限度額が表示されています。

関係の皆様には御迷惑をおかけしましたことを謹んでお詫びいたします。

問い合わせ先：栃木県市町村職員共済組合 年金課 TEL 028-615-7817

○標準報酬月額の最高限度額と最低限度額について

(単位：円)

標準報酬月額 期間区分	一般職の職員の 最高限度額 (最低限度額)	特別職の 最高限度額 (最低限度額)
S56. 4. 1～S57. 3. 31	420,000	
S57. 4. 1～S59. 3. 31	440,000	
S59. 4. 1～S60. 3. 31	450,000	
S60. 4. 1～S61. 3. 31	460,000	
S61. 4. 1～H1. 12. 31	376,000 (55,000)	470,000 (68,000)
H2. 1. 1～H6. 11. 30	424,000 (64,000)	530,000 (80,000)
H6. 12. 1～H12. 9. 30	472,000 (74,000)	590,000 (92,000)
H12. 10. 1～H27. 9. 30	496,000 (79,000)	620,000 (98,000)